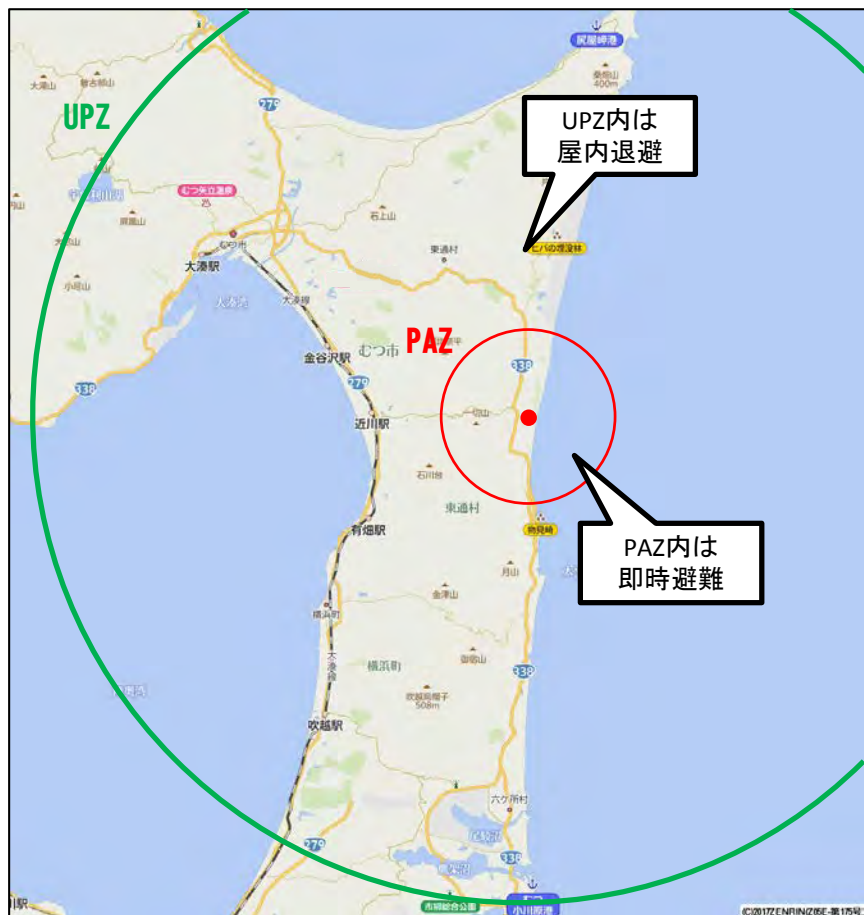
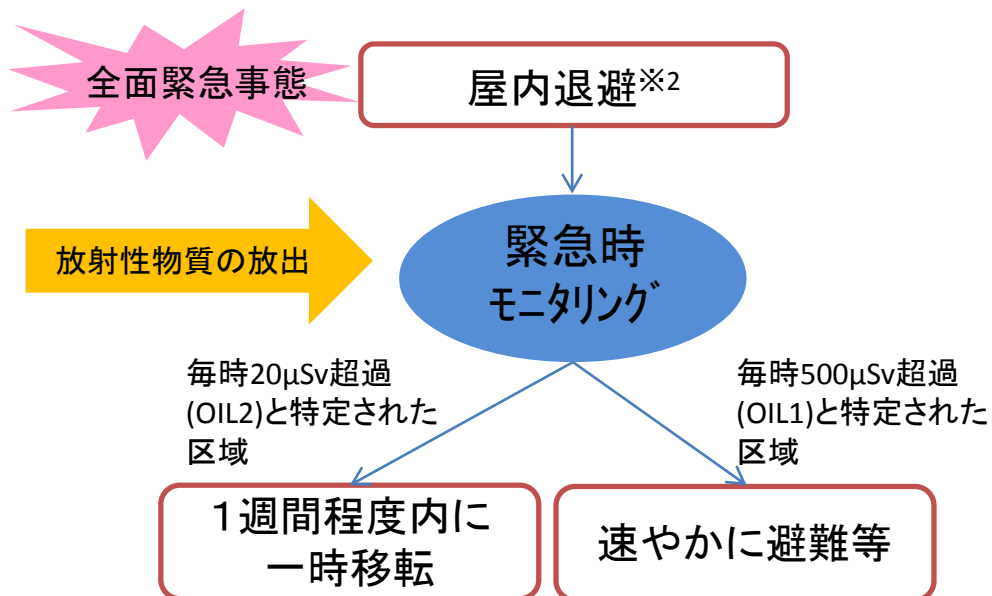


# UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内の住民は屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時500 $\mu$ Sv超過(OIL1)の区域を数時間内を目途に特定し、当該区域の住民を速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)させる。また、毎時20 $\mu$ Sv超過(OIL2)の区域を1日内を目途に特定し、同様に1週間程度内に一時移転させる。
- これらの防護措置(屋内退避や一時移転等<sup>※1</sup>)を的確に実施できる体制を整備する。



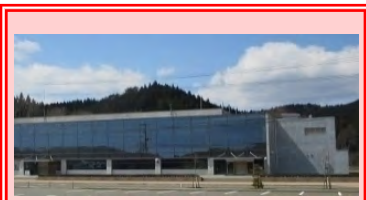
## UPZ内の防護措置の基本的な流れ



- ※1 一時移転等に伴い屋外に出る際は、体の表面に放射性物質が附着したり、体内に取り入れることがないように、レインコートやマスクを身につける等の対策を周知
- ※2 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合は、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等が使用できない場合は、使用可能な避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。

# 一時移転等に備えた関係者の対応【P】

- 青森県及び関係市町村は、警戒事態で警戒体制をとり、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。【P】
- 関係市町村は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。【P】
- 青森県は、住民の一時移転等に備え、青森県バス協会にバスの派遣準備を要請し、船会社に旅客船の派遣準備を要請。【P】



オフサイトセンター  
(東通村防災センター)



青森県災害対策本部



ひがしおりむら  
東通村災害対策本部

むつ市災害対策本部

よこはままち  
横浜町災害対策本部

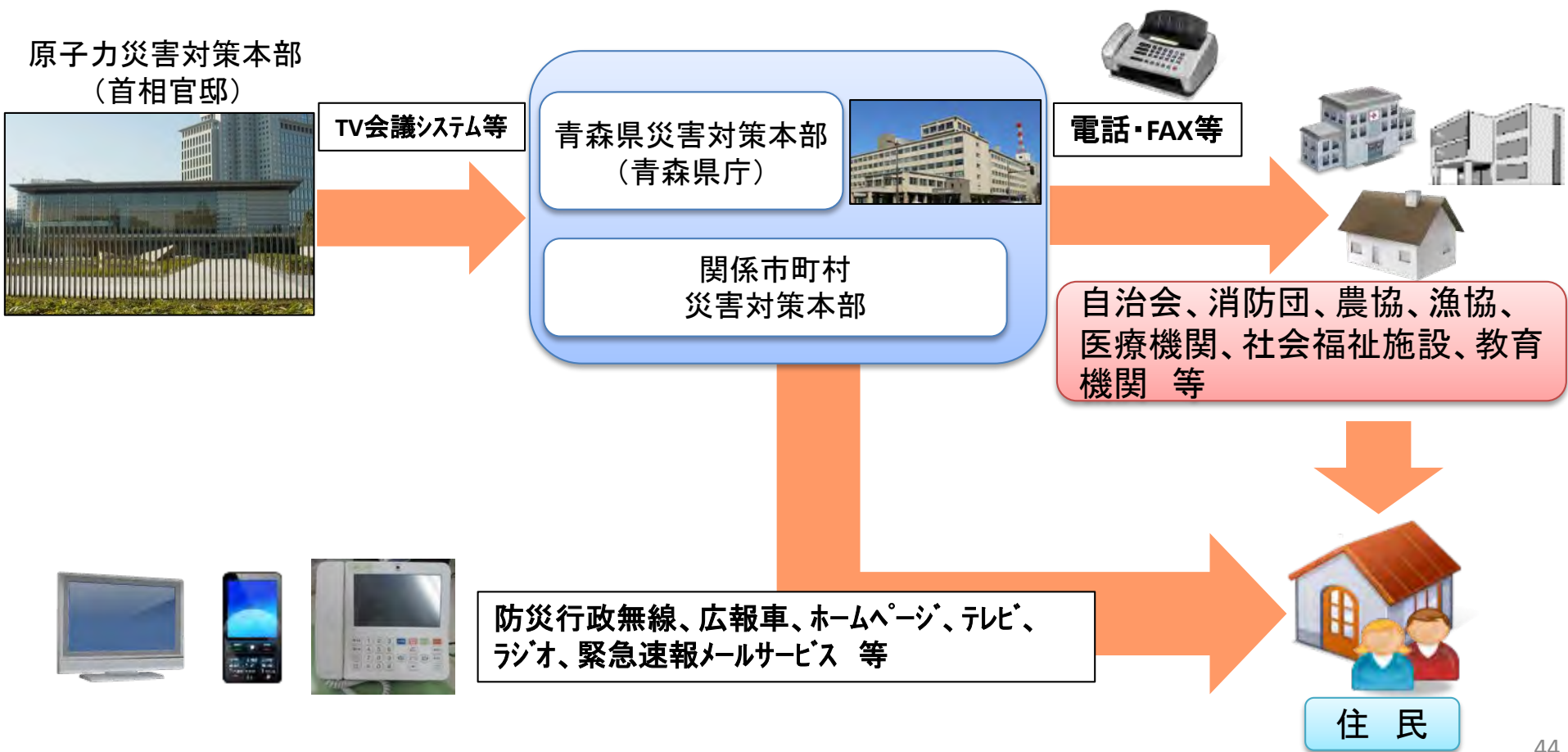
ろっかしよ むら  
六ヶ所村災害対策本部

のへじまち  
野辺地町災害対策本部

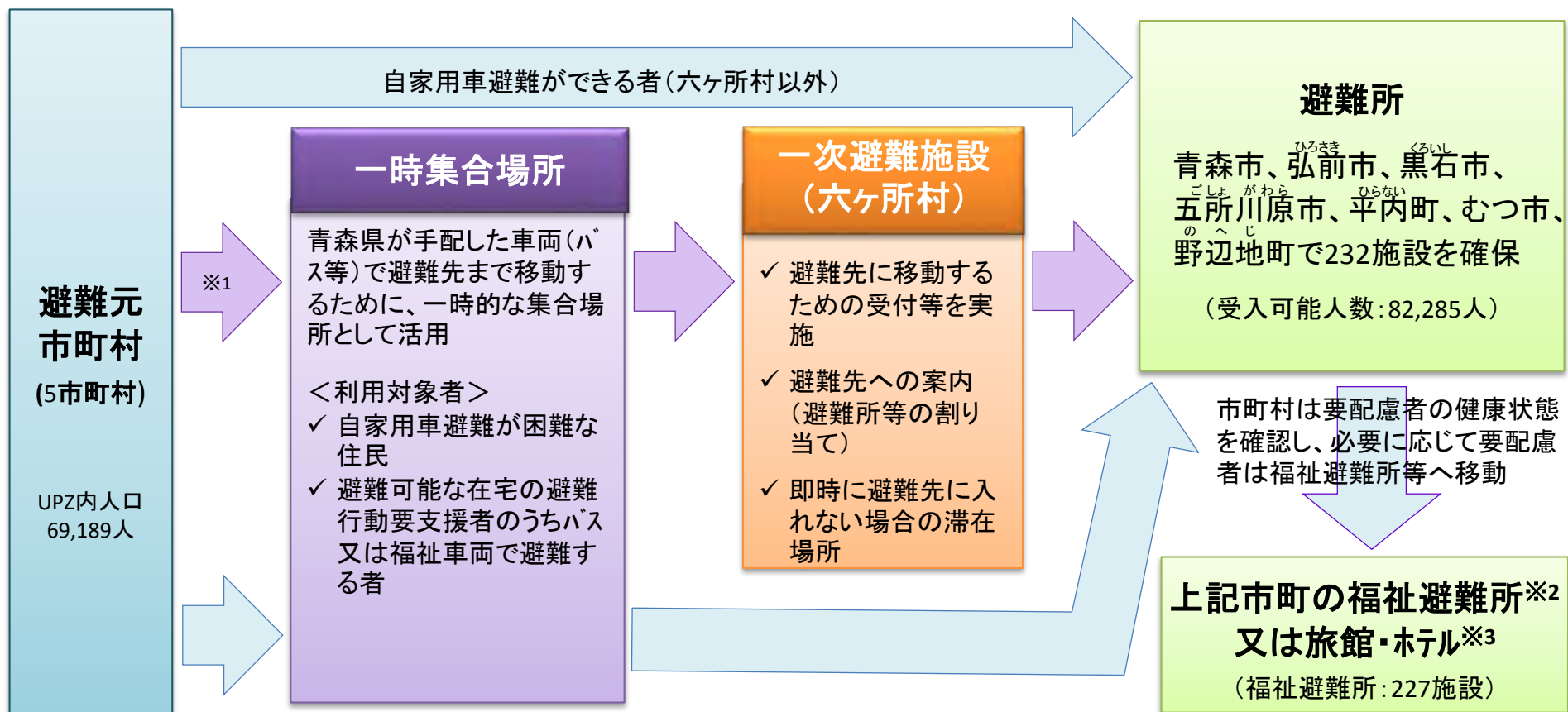
※●●町は、今後地域防災計画を修正

# 一時移転等を行う際の情報伝達【P】

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、青森県及び関係市町村に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 青森県、関係市町村・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。【P】



- 国の原子力災害対策本部、青森県及び関係市町村は、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のために、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期等)の調整を行った上で、一時移転等を開始。【P】



※1 六ヶ所村の住民等は、避難者カードの受領等のため、自家用車で避難する者も一時集合場所を利用する

※2 福祉避難所には、病院や社会福祉施設が含まれている

※3 青森県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合(避難先の市町では約80事業者が加入)は、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を結び、要配慮者等の避難場所を確保している



- UPZ内関係市町村の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 万一、あらかじめ指定する避難先地域の施設が使用できない場合は、青森県の調整により、近隣地域において代替避難先を確保し、一時移転等を実施。【P】

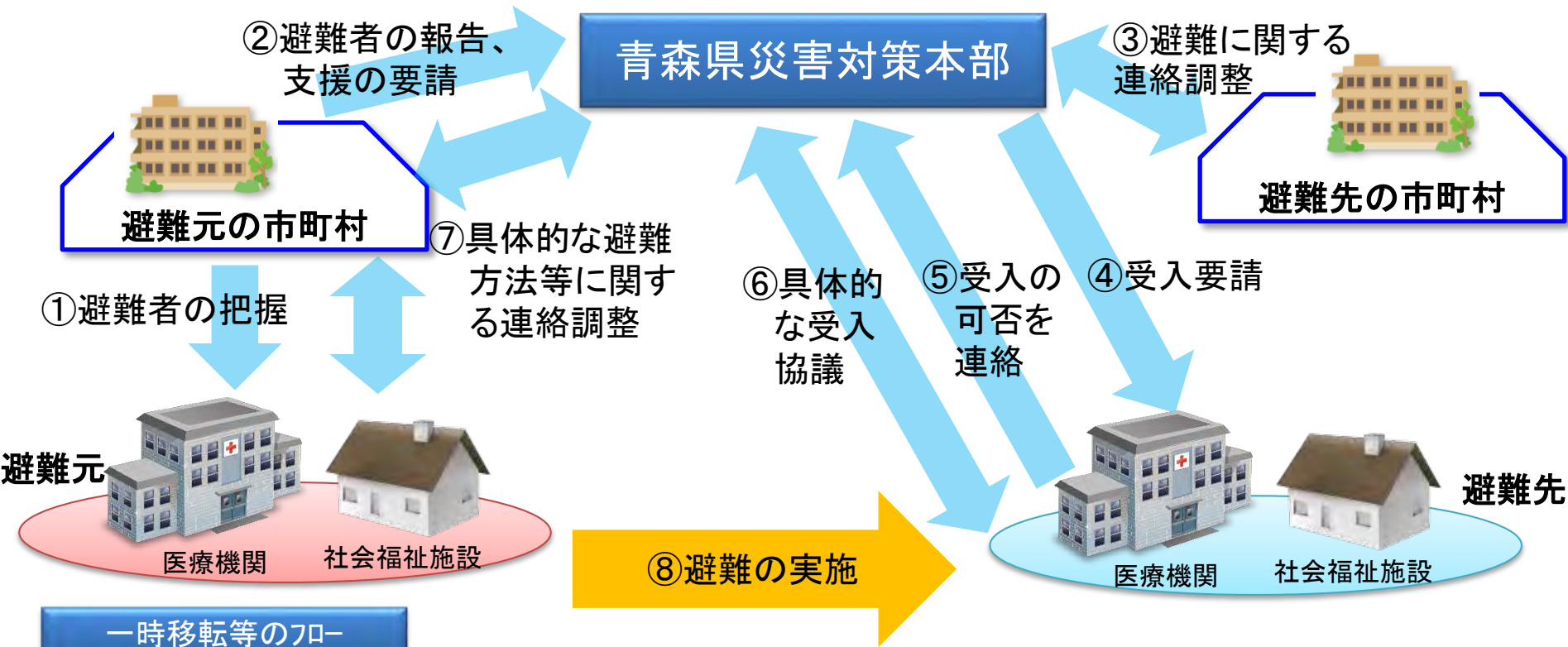
市町村名等 ※( )は対象人口	避 難 先 ※( )は受入可能人数	
ひがしどおりむら 東通村(3,938人)	青森市:13施設(3,980人)	合計 ( 3,980人)
むつ市(53,404人)	青森市:117施設(38,485人)、 <sup>くろいしし</sup> 黒石市:20施設(7,216人)、 <sup>ごしよがわらし</sup> 五所川原市:38施設(11,127人)、 <sup>ひらないまち</sup> 平内町:12施設(2,328人) むつ市:3施設(1,906人)	合計 (61,062人)
のへじまち 野辺地町(42人)	<sup>のへじまち</sup> 野辺地町: <sup>のへじまち</sup> 野辺地町中央公民館(736人)	合計 ( 736人)
よこはままち 横浜町(4,719人)	<sup>ひろさきし</sup> 弘前市: <sup>ひろさきし</sup> 弘前市運動公園内4施設(5,462人)	合計 ( 5,462人)
ろっかしよむら 六ヶ所村(7,086人)	<sup>ひろさきし</sup> 弘前市:24施設(11,045人)	合計 (11,045人)
対象人口合計:69,189人	受入可能人数:82,285人	

左記避難先に避難できない、二次被害等があった場合は、「●●●」に基づき、青森県が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保(例: ●●市、●●市では、●●●人収容可能)。





- 一時移転等の防護措置が必要となった場合、青森県災害対策本部は、あらかじめ避難先として登録されている青森市内等の医療機関・社会福祉施設等に入院患者・入所者の受入を要請。具体的な受入の協議を行ったうえ、避難元の医療機関・社会福祉施設等に連絡し、一時移転等を実施。**【P】**



- UPZ内の医療機関・社会福祉施設等(避難元病院等)は、東通原子力発電所で異常事象が発生又はそのおそれがあるという情報を入手した時点で、施設内に管理者を本部長とする応急対策本部を設置し、一時移転等に備えた準備を開始。
- 避難元の市町村災害対策本部は、原子力災害対策本部から受けた一時移転等の指示を避難元病院等に伝達するとともに、入院患者・入所者等に関する基本情報を把握し、県の災害対策本部に伝達。
- 県の災害対策本部は、避難先の市町村災害対策本部と連絡調整するとともに関係機関の協力を得て、あらかじめ避難先として登録されている医療機関・社会福祉施設等(避難先病院等)に対し入院患者・入所者の受入を要請し、一時移転等の準備を調整。
- 県の災害対策本部は、避難元の市町村災害対策本部を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる避難先病院等を連絡。
- 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。